

令和2年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

1	日 時	令和2年(2020年)3月23日(月) 午後1時30分
2	場 所	教育委員室
3	出席者	辻教育長, 藤井委員, 小葉松委員, 須田委員, 青田委員
4	欠席者	
5	事務局	堀田生涯学習部長, 松田学校教育部長, 吉本生涯学習部次長, 佐藤生涯学習部次長, 佐賀井教育政策推進室長, 東出管理課長, 大室教育政策課長
6	傍聴者	0人
7	付議事項	
日程第1	議案第1号	函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
日程第2	議案第2号	函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
日程第3	議案第3号	函館市重要文化財旧函館区公会堂条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
日程第4	議案第4号	函館フットボールパーク条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
	議案第5号	函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて
日程第5	議案第6号	函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第6	議案第7号	函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第7	議案第8号	教育財産の廃止に関し, 議決を求めることについて
日程第8	議案第9号	亀田地区統合施設建設用地の敷地の変更に関し, 議決を求めることについて
日程第9	議案第10号	函館市立学校施設長寿命化計画(案)の決定に関し, 議決を求めることについて
日程第10	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の業務改善のための取組」の改訂について ・教職員の出退勤時刻の客観的把握について ・教職員の懲戒処分内申の結果について

■辻教育長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、小葉松委員、須田委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第10、報告事項の3点目「教職員の懲戒処分の内申結果について」としたいが、いかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただく。
- それでは、日程第1、議案第1号、「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、函館市亀田交流プラザ条例の施行および重要文化財旧函館区公会堂に関する事務の所管替えに伴い規定を整備するものである。改正の内容は、第3条の事務分掌について、生涯学習文化課は、「重要文化財旧函館区公会堂」「亀田公民館」「亀田青少年会館」を削り、「亀田交流プラザ」を加え、文化財課は、「重要文化財旧函館区公会堂」を加える改正を行うものである。なお、この規則の施行期日は、令和2年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第1号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第2号「函館市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの改正は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を

改正する法律」において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本規則に引用している条文に条項ずれが生じることから規定を整備するものである。改正内容については、今回の法改正に伴い引用している条項にずれが生じる第1条および第5条において所要の規定の整備を行うものである。なお、この規則の施行期日は、令和2年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第2号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第2号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3、議案第3号「函館市重要文化財旧函館区公会堂条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第3号「函館市重要文化財旧函館区公会堂条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの規則の改正は、函館市重要文化財旧函館区公会堂条例の一部改正に伴い規定を整備するものである。改正内容については、第2条を「開館時間および休館日」に改め、4月1日から10月31日までの期間のうち火曜日から金曜日までの一般の観覧に供する公開時間を午前9時から午後6時までに改めるとともに、同期間に限り大広間等を専用使用できる供用時間を火曜日から金曜日の午後6時から午後10時までと規定するものである。第5条から第17条までは、大広間等の専用使用を認めることに伴い新設するものであり、使用許可や使用中止の届出等に関する手続き、入館料および使用料の後納、減免等のほか使用者の遵守事項や指定管理者に関する内容について規定している。また、申請等の手続きに必要となる様式として別記第1号様式から第14号様式を新たに加えるものである。なお、この規則の施行期日は、令和3年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第3号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4、議案第4号「函館フットボールパーク条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第5号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第4号および議案第5号の2件について、順次説明する。このたびの2件の改正は、性的少数者への配慮等から教育委員会規則で定める申請書等の様式において性別記載欄の見直しを行うものである。まず、議案第4号「函館フットボールパーク条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、別記第1号様式「使用許可申請書」および別記第2号様式「使用許可書」の「使用者数」の欄から性別を削除するものである。次に、議案第5号「函館市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、別記第1号様式「遊泳開放許可申請書」から別記第4号様式「スポーツ開放許可書」までの様式中の「使用予定人員」の欄から性別を削除するものである。なお、いずれの規則も施行期日は、令和2年4月1日とするものである。

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号について、何かあるか。
(意見なし)

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第6号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。委員の任期満了に伴い、池上収氏ほか50名を令和2年4月1日から令和4年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第6号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第7号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第7号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。委員の任期満了に伴い、田上直広氏ほか14名を令和2年4月1日から令和4年3月31日まで委嘱しようとするものである。また、このたびの改選においては、今後、いじめの重大事態が発生した際の調査審議に迅速に対応するため委員構成の変更もあわせて行うものである。委員構成の変更内容としては、いじめ防止対策部会の「教育職員」を4名から2名に変更し、重大事態調査部会の「学識経験のある者」を1名から2名に増員、さらに「その他教育委員会が必要と認める者」として、新たに函館市スクールソーシャルワーカー1名を委員として委嘱するものである。

■辻教育長

- 議案第7号について、何かあるか。

■小葉松委員

- 公募委員が改選前と同じ人であるが、適任だからということか。他に応募者がいなかったということか。

■学校教育部長

- 他に応募者がいなかったということである。

■辻教育長

- 議案第7号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第8号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。このたびの教育財産の廃止は、的場中学校、凌雲中学校との統合により平成30年3月31日に閉校した「もと光成中学校」であるが、今後、教育財産として土地・建物を利用する予定がないことから廃止するものである。なお、廃止後については、財務部に引き継ぎの後、一般競争入札により現状のまま売り払いになると聞いているところである。

■辻教育長

- 議案第8号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第8号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第8、議案第9号「亀田地区統合施設建設用地の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第9号「亀田地区統合施設建設用地の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。亀田地区統合施設建設用地については、所在地が「美原1丁目」、地番が「205番271のうち外2筆」、地目が「宅地 外」、地積が「4,128.81㎡」となっており、このたびその一部を変更しようとするものである。

(議案資料(図面)を用いて敷地変更の内容について説明)

この結果、変更後の亀田地区統合施設建設用地の地積は、3,985.23㎡となるものである。なお、所管替えを行う土地については、隣接する亀田支所の敷地に整備される「美原地区路線バス乗降場」の整備用地として利用される予定となっている。

■辻教育長

- 議案第9号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第9号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第9、議案第10号「函館市立学校施設長寿命化計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第10号「函館市立学校施設長寿命化計画（案）の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。本計画については、昨年12月の教育委員会定例会で「素案たたき台」を説明し、本年1月17日開催の教育委員会臨時会で素案の議決をいただいたものである。その後、パブリックコメント(意見公募)手続を実施したところであり、計画の内容については、函館市人口ビジョンの改訂に伴う将来人口の数値の修正以外の変更はなかったところであり、3月5日開催の教育委員会臨時会において、パブリックコメント(意見公募)手続の実施結果等について報告したところである。今後においては、本計画に基づき、学校施設を将来にわたって長く使い続け、今後の更新費用の縮減や予算の平準化を図るべく、取り組んでまいりたいと考えている。

■辻教育長

- 議案第10号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第10号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第10、報告事項の1点目「教職員の業務改善のための取組」の改訂について説明を求める。

■学校教育部長

- 「教職員の業務改善のための取組」の改訂について報告する。教育委員会では、学校に

おける働き方改革を進めるため、平成29年12月に「教職員の業務改善のための取組」をとりまとめ、様々な取組を進めてきたところであるが、その後、文部科学省から勤務時間管理の徹底や勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進、また、学校および教員が担う業務の明確化・適正化などが新たに示されたことなどから、このたび文部科学省の通知や北海道アクション・プランなどに基づき「教職員の業務改善のための取組」を改訂することとしたものである。今回の主な改訂の内容としては、アクション・プランに基づき、「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする」ことを本取組の目標として新たに設定したこと、スクール・サポート・スタッフの配置や給食費の公会計化について検討することのほか、各学校の「学校経営方針」や「重点目標」等に、働き方改革に関する視点を盛り込むよう示したことなどである。教育委員会としては、今後も本取組に基づき、学校と連携し、引き続き学校における働き方改革の取り組みを推進していくものである。

■辻教育長

- ただいまの報告について、何かあるか。

■須田委員

- 教職員が勤務時間を超過した場合、罰則はあるのか。

■学校教育部長

- 罰則等はない。

■青田委員

- この取組は教育委員会としての取組になるか、それとも学校としての取組になるのか。

■教育政策課長

- 両方における取組となる。

■学校教育部長

- 教育委員会としては方針を示しながら、学校とともにこの取組を進めていくということ

でまとめている。

■青田委員

- この取組が推進しているかどうかは、誰が確認して、指導を行ったりするのか。

■教育政策課長

- 毎年2月頃に全教職員を対象にアンケートを実施し、その結果を教育委員会で取りまとめて状況を把握する。

■辻教育長

- 教育委員会が各学校の状況を把握するという意味ではアンケートを実施しており、教育委員会がきちんと取り組んでいるかどうかについては、国や北海道による調査が行われるものである。

■須田委員

- 年1回のアンケートで十分か。1年経たないと実態が把握できないのではないか。

■教育政策課長

- 平成29年度にこの取組を策定し、状況の把握には1年程度の期間が必要であるということで、まず1回目のアンケートを実施したところである。今後も定期的に取組の状況を確認していく必要があることから、1年という期間で実施している。

■須田委員

- 例えば3か月毎に勤務時間を確認して指導するなどではなく、1年経過して状況を把握するというだけなのか。

■教育政策課長

- 今の委員の指摘については、この後に報告を予定している「教職員の出勤時刻の客観的把握」に関連するが、本年4月1日から教職員の出勤時刻の客観的把握を行う予定で

あり、定期的に年4回ほど教職員の勤務実態の把握を行い指導等を行うことを考えている。

■辻教育長

- 次に、報告事項の2点目「教職員の出退勤時刻の客観的把握について」説明を求める。

■学校教育部長

- 「教職員の出退勤時刻の客観的把握について」報告する。ICカードを活用した教職員の出退勤時刻の客観的把握については、教職員の健康に配慮するとともに、校務分掌の見直しや業務の効率化などの取り組みを推進することを目的として行うものであり、市立学校（園）の道費負担教職員および市費負担教員を対象とし、令和2年4月から実施するものである。各学校（園）においては、記録した出退勤時刻をもとに教職員の勤務時間を把握し、健康管理や業務改善に生かすとともに、教育委員会においては、各学校（園）の傾向等を分析し、服務監督権者として指導・助言等を行うほか、働き方改革などを含めた効果的な取り組みの検討を進めていくものである。なお、令和2年1月に告示された国の指針に基づき、勤務時間の上限に関して、今年度内に規則改正や方針の策定を予定しており、後日、教育委員会臨時会においてご審議いただくことを考えている。

■辻教育長

- ただいまの報告について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 次に、報告事項の3点目「教職員の懲戒処分内申の結果について」説明を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■辻教育長

- これで報告事項を終了する。

■終了宣言

○ 午後2時9分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 須 田 新 崇

調製者庶務係 土 田 和 宏